

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 次第

平成17年12月4日(日)

13時00分～

横浜市庁舎 5階特別会議室

- 1 応募状況・質問項目について
- 2 プレゼンテーション及びヒアリング
 - (1) 応募者1
 - (2) 応募者2
- 3 意見交換と評価票の作成
- 4 その他

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

第2回 配布資料一覧

資料 1 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員名簿

資料 2 応募者一覧表

資料 3 公募にあたっての質問項目及び回答

資料 - 4 応募者1 申請書類（一式）＜事前送付書類＞

資料 5 応募者2 申請書類（一式）＜事前送付書類＞

資料 - 6 横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準

応募者プレゼンテーション及びヒアリングの進行について

- 1 応募者1 (社団法人 横浜市病院協会)
 - 13 : 15 プレゼンテーション (20分)
 - 13 : 35 ヒアリング (10分)
 - 13 : 45 終了

- 2 応募者2 (財団法人 横浜市総合保健医療財団)
 - 13 : 55 プレゼンテーション (20分)
 - 14 : 15 ヒアリング (10分)
 - 14 : 25 終了

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 委員名簿

平成17年10月16日現在

	氏 名	履 歴 等
委員長	や の さとし 矢 野 聡	医療経営に関する有識者 日本大学法学部 医療管理学 教授
委員	いの うえ みつ あき 井 上 光 昭	公認会計士 日本公認会計士協会神奈川県会
委員	せき いっ ぺい 関 一 平	救急医療に関する有識者 聖マリアンナ医科大学医学部 救急医学 助教授
委員	はし もと みち お 橋 本 迪 生	医療安全に関する有識者 公立大学法人 横浜市立大学医学部 医療安全管理学 教授
委員	まつ おか よし こ 松 岡 美 子	横浜市救急医療検討委員会委員(市民) よこはま・こどものこころとからだを紡ぐ会 代表

横浜市救急医療センター指定管理者応募者一覧表

応募者 1	法人名	(社)横浜市病院協会
	所在地	横浜市中区桜木町1-1 ゴールデンセンター5階
	代表者	会長 荏原 光夫

応募者 2	法人名	(財)横浜市総合保健医療財団
	所在地	横浜市港北区鳥山町1735番地
	代表者	理事長 今井 三男

* 応募者順は申請書受理の順番

横浜市救急医療センター指定管理者公募にかかる質問事項に対する回答

平成17年11月18日 衛生局医療政策課

	質問項目	回 答
1	<p>■夜間急病センターの診療時間について 毎日20:00～24:00までとされているが、延長について、平日18:00～20:00、土・日・祝・年末年始16:00～20:00は応募者の提案により診療を行うことができることとする、という部分についてなぜ16:00～なのか。 ・16:00～というのは「夜間」というくりではないと思われる。 ・休日急患診療所は10:00～16:00 ・病院群輪番制は平日6:00～翌朝7:00、休日は10:00～17:00の診療時間</p>	<p>●休日等における休日急患診療所が概ね16:00に終了することから、それ以降、当夜間急病センターの診療が開始する20:00までの一次応需を、より充実させることに対して、応募者からの提案を受けたいとする趣旨です。</p>
2	<p>■検査・診療機器について 指定管理者が必要と考える検査・診療機器については、リース等により追加設置が可能か。</p>	<p>●必要と考える機器類については、指定管理料の範囲内で追加設置することを妨げません。 ただし、施設の改修等を伴う場合には、市の承認と指定管理終了時の原状復帰が条件となります。</p>
3	<p>■深夜帯廃止に伴う「観察室」の使用方法について 深夜帯廃止に伴い、「観察室」の一部は撤去し診療内容を拡充させるための施設等に改造することは可能か。</p>	<p>●「業務の基準」8頁の記載のとおり、市の承認と指定管理終了時の原状復帰を条件に改造可能です。</p>
4	<p>■神奈川県システム「QQパル」について 資料では「QQパル」の設置医療機関は111件とあるが、医療機関の設置先リストと、「QQパル」の表示内容・データ、またその更新方法と頻度についての資料。</p>	<p>●設置医療機関リストは神奈川県所有のデータのため、このホームページ上での公開ができません。リストは横浜市衛生局医療政策課で次の期間縦覧に供します。(縦覧期間:平成17年11月18日(金)～11月25日(金)午前8時45分から午後5時15分まで、土・日・祝日を除く)</p> <p>●表示内容は、①医療機関名、②応需可能診療科名、③空床数、④手術応需の可否です。</p> <p>●更新方法は、設置医療機関が毎日定時的に入力することを基本とし、応需状況に変化が生じた場合にも入力すると聞いております。</p>